

改正

平成22年10月21日訓令第34号

令和2年2月28日訓令第6号

令和2年12月11日訓令第72号

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続要綱

第1 目的

根室市が発注する工事及び工事関係委託の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続を定める。

第2 対象となる工事及び工事関係委託

対象となる工事及び工事関係委託は、市長が別に定める工事及び工事関係委託とする。ただし、工事関係委託については、最低制限価格制度のみを適用するものとする。

第3 低入札価格調査制度

1 基準価格の設定

- (1) 市長が定めた基準に基づき、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で基準価格を設定するものとする。
- (2) 市長は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

2 競争入札参加者への周知

市長は、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 基準価格を設定していること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

3 調査の実施

市長は、基準価格を下回る価格で入札を行った者について調査をし、その結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その内容を十分審議し、承認又は不承認の決定をし、入札者にその旨を通知するものとする。

第4 最低制限価格制度

1 最低制限価格の設定等

市長は、発注する工事及び工事関係委託の種類ごとに最低制限価格の基準を定めることができる。この基準で入札執行者が最低制限価格を定める場合は、市長の承認があったものとみなす。

2 入札参加者への周知

市長は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

第5 その他

この要綱に係る具体的事務処理については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月21日訓令第34号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日訓令第72号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。